

解題

中川壽之

一、菊池武夫日記の概要

中央大学の前身英吉利法律学校創立者の一人である菊池武夫に関する史料調査は、昭和五十七（一九八二）年九月に始められた。以来、史料所蔵者である御本家の菊池英子氏、武範氏をはじめ菊池武夫九女蘆野みち氏や分家筋にあたる友田靖子氏の御三家から貴重な史料の提供を受け、さらに菊池の出身地盛岡調査などを含めて現在に至るまで目録項目にして三〇〇点余の史料を収集している。

菊池武夫関係史料の概要については、『中央大学史資料集』（以下「資料集」と略記）第四集「菊池武夫関係史料」一書簡編の寺崎弘康氏の解題です。にまとめられているので、ここでは資料集第六集、第九集および本集に翻刻した日記についてその概要を説明することにした。

菊池武夫の日記は、明治八（一八七五）年七月から同三十九（一九〇六）年十一月までの三十二年間にわたって書き綴られている。これは、菊池の年齢でいえば、満二十一歳から五十二歳の時期にあたる。菊池日記の翻刻に際しては、編年順を基本とし、各日記ごとに1から11までの仮番号を付した。しかし、

原史料の一部は年代の異なる日記や金銭出納帳が合冊・併記されているため、編集上必ずしも原史料通りの収録順で翻刻したわけではない。したがって、まず原史料の体裁について説明しておこう。

原史料第一冊目は、資料集第六集に翻刻した「米国留学渡航日記」（日記1）・「フィラデルフィア万国博覧会見学日記」（日記2）・「米国留学日記」（日記3）を合冊した綴である。内容は、明治八年七月から同十年九月に至る日記で、一丁二十四行罫紙（寸法縦十八×二十四・五cm）に墨書され、柿洪表紙で綴られている。柿洪表紙と日記1には虫損がみられる。これらの日記は、菊池が留学中に書きたためいた英文日記を帰国後に翻刻したものの推定されるが、現在のところ英文日記は発見できていない。また、三点とも菊池の没後十三回忌に刊行された『菊池先生伝』（新井要太郎、昭和十三年発行）に収録されている。

第二冊目には、同じく資料集第六集に翻刻した「米国留学英文日記」（日記4）・「日記及び金銭出納帳」（日記7）が収録されている。体裁は、七mm幅横罫二十四行の洋装ノート（縦二十×横十七cm）と黒と赤のインク書きで、表紙とはじめの十六頁分が欠落している。日記4は明治十二年十二月から翌年一月までの英文日記で、日記7は明治十七年二月から同二十一年七月までの日記である。帰国後の菊池が、留学中の英文日記の残り頁を利用して日記7を書き綴った様子がうかがえよう。

第三冊目は、資料集第六集に翻刻した「帰国航海英文日記」（日記5）で、内容は明治十三年七月から同年十月に至る英文

日記となっている。体裁は、表紙に緑色系のマーブル模様を配した背革手帳サイズの六mm幅横罫二十四行の洋装ノート（縦七・五×十・五cm）で、鉛筆書きとなっている。留学から帰途航海中の菊池が、実際に携帯して備忘を記したものと考えてよからう。

第四冊目は、やはり資料集第六集に翻刻した「日記及び金銭出納帳」（日記6）である。これは、一丁二十四行罫紙（縦十二・五×横三十一・五cm）に日記と金銭出納を墨書した綴で、柿渋塗りの表紙となっている。記述は、帰国後の明治十三年十月から同十六年十二月に及んでいるが、日記よりも金銭出納帳の割合が多い。

第五冊目は、明治十三年十月から同二十九年三月に至る「日記・金銭出納帳」（日記8）で、資料集第九集に収録した。体裁は、マーブル模様の表紙で七mm幅横罫二十九行の角革装ノート（縦二十六×横二十cm）である。日記本文は黒インクで、金銭出納帳は黒赤両インクでペン書きされている。黒字は収入を表わし、赤字は支出を示すのが菊池の通例となっていたようである。また、内容を見ると、「武夫学業並仕官履歴」と明治十三年十月から同二十一年七月の記述が資料集第六集に収録した諸日記と重複しており、それらの古い日記を後年に転写し、他の材料を用いて加筆したものであることがわかる。

第六冊目の「日記及び金銭出納帳」（日記9）は、明治二十九年一月から同三十三年三月までを記したもので、第五冊目（日記8）とともに資料集第九集に翻刻した。体裁は、紺色の

布張り表紙で七mm幅横罫二十七行、前冊と同じく角革装のノート（縦二十七・五×横二十一cm）が使用されている。

第七冊目は、本集に収録した「日記及び金銭出納帳」（日記10）である。体裁は、黒地の布張り表紙に角革装のノート（縦二十七×横二十二cm）で、七mm幅横罫二十四行に「日・月・明治三十一年」と印刷された頁となっている。記述は、明治三十一年一月から同三十四年十月までを黒赤両インクで記し、欄外に日記の要点を抜書きしている。また、内容的にみると、明治三十三年二月二日条以降の日記本文が平仮名書き（固有名詞のみ片仮名）に変化している点が特徴的であるが、現在のところその理由は判然としない。

第八冊目は、明治三十五年一月から同三十九年十一月に至る「日記」（日記11）で、同じく本集に収録した。体裁は、前冊とほぼ同様であるが、背革のデザインが異なっている。また、前冊が縦書き用の洋装ノートであるのに対し、このノートは七mm幅横罫二十五行の横書き用となっている。

以上、原史料全八冊の体裁や翻刻日記との関係について述べてきたが、次節以下では日記の内容に即しながら、菊池の人生と社会的な活動を概観してみたい。

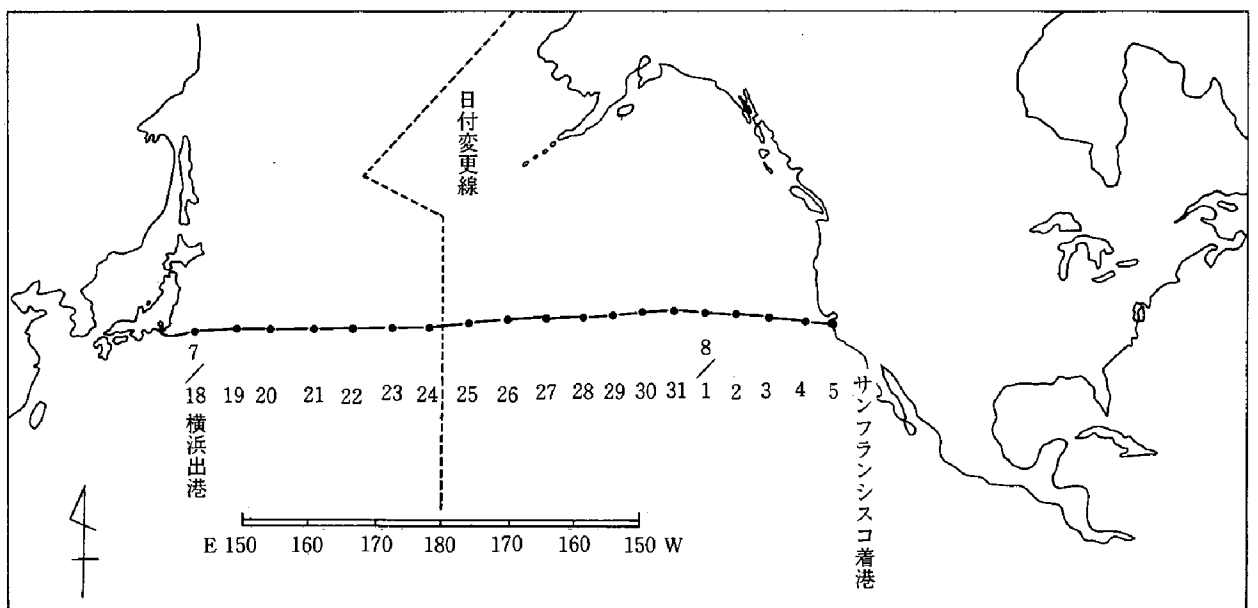
二、米留学中の日記

菊池武夫は、嘉永七（一八五四）年七月二十八日に南部藩士菊池長閑と茂の長男として盛岡で生まれた。武夫が五歳の時に生母茂と死別したため、乳母遠畑クラや祖母喜世、継母多代ら

に育てられた。十二歳の時藩校修文所に入学し、江幡梧楼（後の那珂五郎）について学び、維新後上京して明治三（一八七〇）年九月大学南校に入学した。同校が南校（明治四年七月）、第一大学区第一番中学（同五年八月）さらに開成学校（同六年四月）、東京開成学校（同七年五月）と改組されるなかで、菊池は南校・第一大学区第一番中学時代に英学を、また開成学校、東京開成学校では法学を学んでいる（資料集第三集）。菊池が開成学校在学中に法学を志したのは、同校に専門科が設置され、生徒各人がそれぞれの専門を選択しなければならなかった際に、将来商業で身を立てるために商法を勉強したいという気持からであったといわれている（資料集第四集解題）。こうして明治八（一八七五）年、東京開成学校の法学本科第三級に在籍していた菊池は、三浦和夫・小村寿太郎・斉藤修一郎（法学本科第三級）、松井直吉・長谷川芳之助・南部球吾（化学本科第三級）、平井晴次郎・原口要（工学本科第三級）、古市公威（諸芸学予科第一級）、安東清人（鉱山学予科第一級）らとともに同年七月に文部省の第一回官選貸費留学生に選抜され、五年間の海外留学生生活を経験することとなった。

文部省海外留学生の第一陣に選ばれた十一名は、明治八年七月十七日に横浜グランドホテルで文部大輔田中不二麿主催の送別会に出席し、翌十八日に留学生監督目賀田種太郎とその妹録とともに太平洋郵船の北京丸に乗船し横浜から出帆した（図1）。なお、この日彼らの他に太政官正院からアメリカの師範学校の規模教授方法を学ぶために派遣される伊沢修二・高嶺秀

図1 北京丸航海行程図

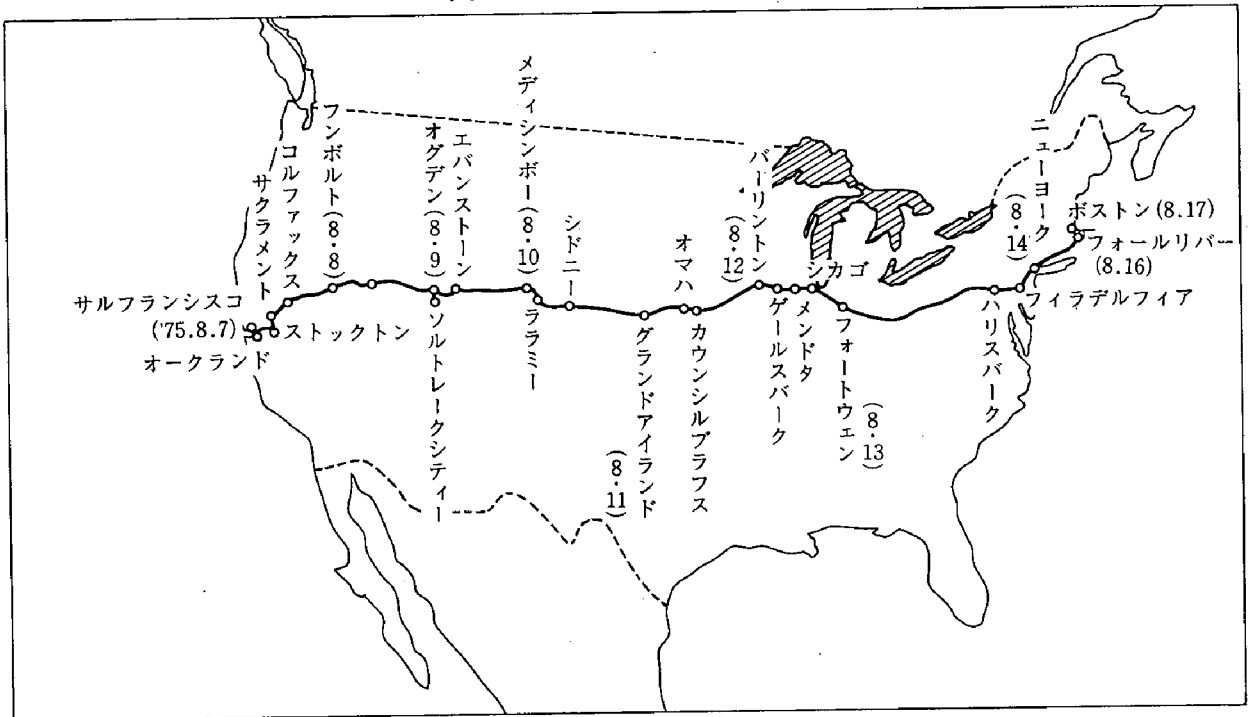


夫・神津専三郎の三名が乗船したことが日記1にみえている。

北京丸では菊池は松井直吉と上等室に同居し、その洋上生活は余り船酔いすることもなく快適であったようである。菊池の一日は、朝七時の起床にはじまり洗面の後船内に浴場がないため濡れ手拭で身体を拭き、その後甲板を散歩して九時に朝食をとり、十二時ごろ昼食、夕食までの間は読書をしたり他の留學生たちと囲碁将棋などをし、たまには川柳を作ったり算数の問題を解くなどして過していたようである。

こうした洋上生活を送っていた一行は、横浜を出港してから約半月後の八月五日にサンフランシスコに到着した。サンフランシスコでは在留領事高木三郎の出迎えを受け、当地のグラランドホテルに宿泊し、八月七日に目指すボストンに向けて出発した。サンフランシスコからは大陸横断鉄道を利用し、サクラメントーファンボルトーオグデンーメディシンポーーグラランドアイランドーバーリントンーフォートウエンーフィラデルフィア等を経由して八月十四日にニューヨークに着いた。ニューヨークでは二泊し、この間市街見学やセントラルパークを散策したり、また伊沢・高峰・神津とともに領事館を訪問している。その他、フィラデルフィアから元南校御雇教師グリフィスが面会に来るなどしている。同月十六日、一行はそれぞれの目的地に向けてニューヨークを出発し、監督官の目賀田と小村・斉藤および菊池の四名はフォールリバー行の汽船に乗りそこからまた汽車に乗換え、一カ月の旅路を経てようやく八月十七日にボストンに到着した(図2)。

図2 米国横断行程図



ボストン入りした菊池は、齊藤修一郎とともに明治八（一八七五）年十月七日にボストン大学法学学校に入学し、エドモンド・ベネット、ニコラス・セントジョン・グリーン、メルビル・ビゲロウ、ヘンリー・パイン、エドワード・ピアースの各教師に師事し法律学を学ぶこととなった（資料集第三集）。菊池の日記からはボストン大学での研鑽の様子をうかがい知ることができないが、翌九年七月の留学生監督目賀田種太郎の文部省への試験報告によれば、菊池は「私犯法」「刑法」「約束法」「売渡」「為替券並びに切手法」の試験を受け優秀な成績で合格しており、また明治十（一八七七）年六月には「用達」以下十三課目の試験を受け、それに見事に合格して法学得業士（バチェロール・オブ・ロー）の称号を得てボストン大学法学学校を卒業している。この卒業を目前にした同年三月に菊池・小村・齊藤の三名はアメリカより高度といわれたイギリスへの転学を目賀田に願出たが、文部省の許しを得ることができず（資料集第三集）、以後引き続き菊池はボストン大学法学学校の卒業科で随意の科目を研修し、その一方で裁判所に入入りしたり、弁護士について法律の実地応用を学んだ（資料集第三集および資料集第四集解題）。

このように菊池は明治八（一八七五）年十月から同十三年七月までの約五年間、ボストン大学法学学校を中心にして学んでいたが、この間夏休みを利用して明治九年七月から八月にかけてはフィラデルフィア万国博覧会を見学し、また翌十年七月から九月にかけてはニューハンプシャー州ノースウィークフィール

ドに小村寿太郎・栗野慎一郎・中山寛六郎・今立吐酔とともに避暑旅行にでかけている。また明治十一年と十二年は、メイン州に同様に旅行をしている（資料集第四集）。

フィラデルフィア万国博覧会は、アメリカ合衆国独立百年を記念して開催され、会期は明治九（一八七六）年五月十日から十一月十日までの半年間、同市フェア・マウント公園を会場に、出品人員は三万一千人、観客総数一千万人余におよぶ博覧会であった。この博覧会参加のため日本でも明治八年一月に内務省勸業寮の下に博覧会事務局が開設され、内務卿大久保利通を総裁に、陸軍中将西郷従道を副総裁に任命して西郷以下八十四名が現地に派遣されている。この見学記が日記2である。

さて、菊池はフィラデルフィア博覧会見学のため友人の森明善とともに七月十四日にボストンを出立した。途中ニューヨークに立寄り、同月十六日フィラデルフィアに到着した。翌十七日から森や齊藤修一郎らと博覧会を見学しているが、菊池は出品内容から第一に鉱山関係、第二に製造、第三に学問、第四に写真画像彫刻、第五に器械、第六に農業、第七に庭園という七項目に分類して本館以下各展示室を巡っている。アメリカをはじめヨーロッパ、アジア、南アメリカ、アフリカ各国の展示物をつぶさに見て回った菊池は、見学の最終日七月二十八日にこの博覧会の感想を「寄合フ諸国人民ハ、彼ノ長採テ我短ヲ、補フ替リ我長ノ、人ニ知セテ其短ヲ、補スルハ面アタリ、（中略）知レハ知程陸シク、四海兄弟五族一、夷狄ヲ攘フ論モ芽ヲ出サヌ、世ト成行ヲ助タル、博覧会ノ陰徳ハ、無形ナレトモ大イナ

リ」と述べている。

博覧会の見学を終えた菊池らは、この後フィラデルフィアの牢獄や水道、白人孤児の専門養育学校等を見学した。また七月三十一日には、英国留学途中、同博覧会見学に立寄った第二回文部省留学生の入江（穂積）陳重、岡村輝彦らと再会することができ、楽しい一時を過している。このことは穂積の日記にも記されている。二週間にわたるフィラデルフィア滞在を終えて帰途に着いたのは、八月二日のことであった。

翌明治十（一八七七）年七月から九月にかけては、寄宿先のトーマス家のアルジナ夫人の紹介でニューハンプシャー州ノースイークフィールドのスワード氏宅を訪ずれている。七月七日にゲアレ嬢、グレース嬢の二人を伴ない出立した菊池は途中イーストウィークフィールドで二人と別れ、先発組の小村寿太郎・栗野慎一郎とスワード方で落合った。七月二十日、八月一日には今立吐酔、中山寛六郎がそれぞれ到着し、朋友四名と避暑休暇を過している（日記3）。

この避暑地では多くの人々と知合いになり、各地を遊山している。日記には、ボストン郊外のチェルシー在住のグリーン一家やケンタッキーから来たハッチ一家、その他マギー嬢、アダムス一家、ベレー一家、ケアリー・テルトン、ハリス夫人等実に多彩な人物が登場している。彼らとは、ホワイト山地を登山し、バートレット・プレースにピクニックにでかけ、パインリーバー湖やサンデー湖に舟漕ぎ・魚釣りを楽しみ、また各種のパティに招待されトランプゲームに興じるなど、様々な交流が

深められ、菊池らがアメリカ流の避暑生活を満喫している様子がよくうかがえる。

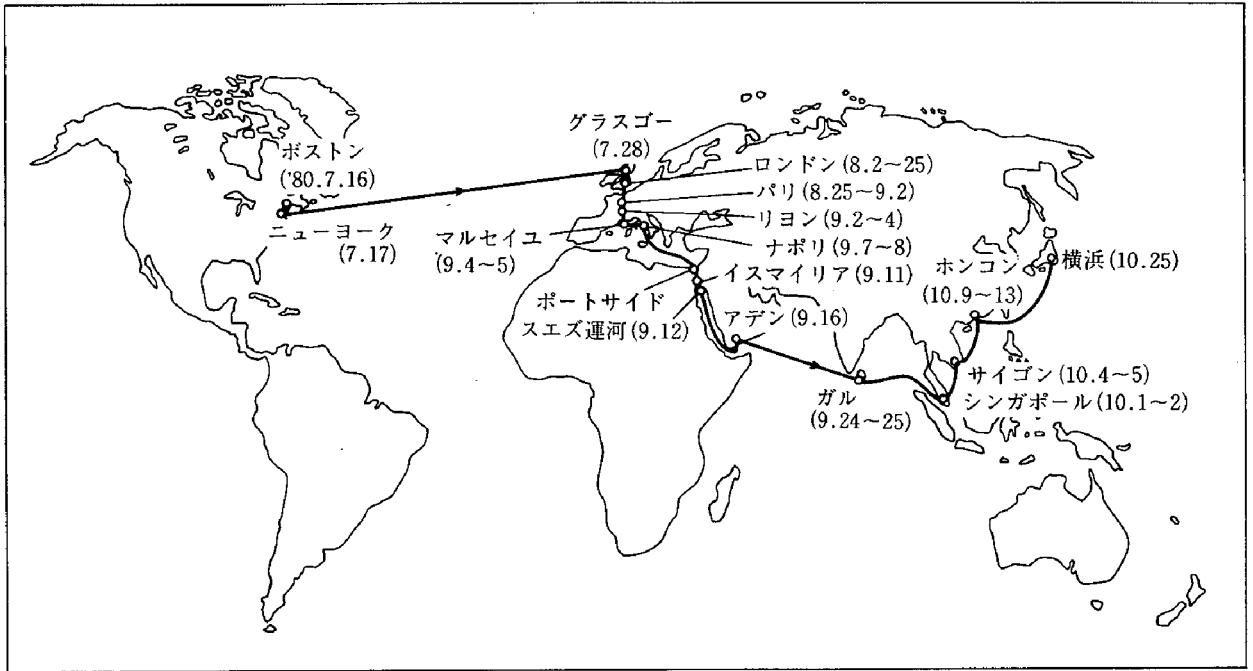
菊池が帰国する半年前に英文で綴った日記4は、明治十二（一八七九）年十二月七日から翌十三年一月二十五日までの間の日数にして十六日分のものである。この日記には、エール大学やハーバード大学で中国人の教授を招聘し中国語講座の開設が進められている状況や、ルーシー・ストーン夫人等を中心とする急進的な女性公民権運動がマサチューセッツ州の教育委員会監督者をめぐる女性投票権を認めさせたことが紹介されており、特に投票権問題については、女性に男性と同等な選挙権が与えられるのはそう遠いことではないという菊池のコメントが記されている。

さらに菊池は、日本の治外法権をめぐる問題や琉球帰属問題にみられるヨーロッパ列強の立場を批判する一方、日本がそれらの諸国と伍していくために時間と金を自国の発展のために使い、国際的評価を高めなければならないことを述べている。その他、アイルランドの土地法の欠点として地主と小作人との間に相互信頼のないことを挙げ、地主は小作人の状況を理解することに努めなければならないことを説いている。

クリスマスから新年にかけての記述では、栗野と二人で友人やその家族へのプレゼントを買う様子や、チェルシーのグリーン家のクリスマスパーティーに招待され食事やダンスを楽しみ最高の気分をひたつたことなどが記されている。

菊池の帰国は明治十三（一八八〇）年七月のことであり、英

図3 帰国航海行程図 (明治13年7月16日～10月25日)



国留学中の親友河上謹一に再会するためヨーロッパ経由で帰路についた。この時の英文航海記が日記5である。

七月十六日世話になった弁護士のエド・アレクサンダー等に別れをつけ、ボストンを立ちニューポート経由で翌十七日にニューヨークへ到着した。ここからは長谷川芳之助と南部球吾が同行することとなり、久原躬絃やクック嬢が見送ってくれた。菊池らはエチオピア丸に乗船して一路念願のイギリスに向けてニューヨークを出港した(図3)。

船内では、ニューヨークの地方判事フレッド・ジエドニー氏や同じくニューヨークのアレクサンダー・ハットン氏、サミュエル・テート氏らと懇意になり、トランプやゲーム、コンサートを楽しみながら航海を続けている。ボストンを立って十二日目にイギリスのグラスゴーに到着し、すぐさま汽車に乗って増田礼作(文部省第二回留学生)のいるエジンバラに向い、当地のカフェ・ロイヤルホテルに到着した。エジンバラでは増田の下宿に四日ほど宿泊し新旧の市街を歩き回り美術館に行ったり、セントジャイルス教会で説教を聞くなどしている。

八月二日ロンドンに向けて出発し、河上謹一の下宿に滞在してウエストミンスター寺院、ウインザー城、クリスタルパレス(水晶宮)、大英博物館を見物しロンドン動物園などにも足を延ばしている。特に岡村輝彦の計らいでインズ・オブ・コートの一つミドル・テンプルも見学している。

三週間のロンドン滞在を終えた菊池は、松井直吉・平井晴次郎とともに八月二十五日にロンドンを出発し、パリに向い一週

間ほど過し、凱旋門やベルサイユ宮殿等を見学し古市公威・木下広次らに会い、九月二日リヨンに到着している。リヨンからはマルセイユに出て西園寺公望らも合流してナポリ・ポトサイドーイスマイリアースエズ運河・アデン・ガルー・シンガポール・サイゴン・ホンコンを経由して十月二十五日早朝横浜に無事に到着し、新橋で南部信方・那珂通世・鳩山和夫らと再会したところで日記を終えている。しかし、このヨーロッパ経由の帰国が、留学期限満了以前であるとして、後に文部省から留学給費の一部返済を命ぜられる原因となった（日記6、明治十五年二月二十四日条）。

三、司法省官僚・貴族院議員・弁護士としての活動

前述したように明治十三（一八八〇）年十月に帰国した菊池は、翌十一月に月俸百円で司法省雇となり民事局詰を命ぜられた。以後、菊池は主に民事局を中心に活動し明治十七年九月十一日司法省少書記官に就任した。また明治十九年三月六日には司法大臣秘書官として山田顕義司法大臣に抜擢され、同二十四（一八九一）年五月六日司法省民事局長に勅任されている。「武夫学業並仕官履歴」（資料集第九集、日記8-1）によれば、菊池はこの間に代言人試験委員等をはじめ訴訟規則取調委員、判事登用試験委員、民法草按編纂委員、司法省文官普通試験委員等を歴任している。また彼は、明治十五年十二月二十六日に東京大学法学部講師兼勤となり、翌十五年一月十三日に初めて不動産法と動産売買法の講義を行なっている。

司法省在職中の菊池に関しては、明治十三年十二月六日に初出勤し、また秘書官として明治二十年八月に山田司法大臣に随行して栃木県内や北海道・羽後地方を巡視したこと、同じく明治二十三年三月から四月にかけて愛知県及び広島控訴院に出張していることがみえる。

栃木県内の巡視は、始審裁判所・同支庁の巡視を目的としたもので明治二十（一八八七）年八月八日から十五日にかけて宇都宮の始審裁判所の新築模様の検視に始まり、樺山資雄県知事・天野正世宇都宮始審裁判所長等の同行を得て各郡役所を経由しながら栃木町始審支庁・熊谷始審支庁等の検分が行なわれている。この途中、山田司法大臣夫人等も同行して日光へ立寄ったり、あるいは足利学校・織物講習所を見学するなどしている。

次いで同年八月二十三日から九月二十九日までの巡視では、福島・宮城両県で裁判所員の饗応があり、特に宮城県を離れる際には松平県知事をはじめ牟田口通照宮城控訴院長・関義臣同控訴院検事長・久保秀景福島始審裁判所長等が見送りに来ていたことが記されている。それから北海道では約一カ月をかけて道内を回り、箱館・札幌・根室の各始審裁判所の他、北海道庁・樺戸集治檻・空知集治檻などを巡っている。

明治二十三年三月二十七日から四月十六日にかけての随行では、名古屋で行なわれていた陸海軍の演習を陪観し、広島では本学創立者の一人西川鉄次郎と会い、宮島へ遊覧していることなどがみえる。

このように秘書官として山田司法大臣の補佐役を務めていた

菊池は、翌明治二十四（一八九一）年五月六日司法省民事局長に勅任されたものの、わずか三ヵ月余りで、八月七日依願免本官し官界から去った。この背景には、菊池が司法省官僚でありながら、当時高揚しつつあったいわゆる民法典論争の渦中で延期派の立場をとり、これがもとで山田司法大臣と対立したことにあつたといわれているが、日記の中にはこのことに関して全く触れられていない。

退官後の菊池は同年九月に代言免許を取得（明治二十六年五月に弁護士登録）し、京橋区新肴町に弁護士事務所を開設し、本学出身の代言人榊原周次郎（明治二十一年英吉利法律学校卒業）・同新田目善次郎（明治二十二年英吉利法律学校卒業）・同松本繁太郎（明治二十四年東京法学院卒業）等とともに代言業すなわち弁護士活動に入っている。以後、弁護士活動で明治二十年代の後半から三十年代にかけて仙台・福島・長野・名古屋・岐阜・大阪等の控訴院や各裁判所に頻繁に出張している。また金銭出納帳には、明治二十四年九月以降の菊池が関わった訴訟鑑定報酬の明細が記録されており、明治二十五年度から三十四年度までの十年間の弁護士報酬の平均が約一万二百円であることがわかる。

また菊池は弁護士活動を始めた明治二十四（一八九一）年の十二月二十二日に、貴族院令第一条第四項「国家ニ勲勞アリ又ハ学識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」という規定によって、松岡康毅・何礼之・木下広次・富井政章・小室信夫・田尻稻次郎らとともに貴族院議員に勅選されている。この背景に

は、貴族院の刷新を図ろうとしていた九鬼隆一（貴族院議員）の強力な推薦があつたが（明治二十四年十二月十九日付伊藤博文宛九鬼隆一書簡、「伊藤博文関係文書」第四卷、一九七六年発行）、これを受けた菊池は、「此勅選ノ内話ハ九月頃アリタルニ其後更ニ沙汰ナク此度不図発布セラル時節ハ議會開会中故政府力其味方ヲ殖ヤスノ策ニテ即チ吾等抔モ政府ノ内論ヲ受ウケタル御味方議員ナリトノ評中ニ加ヘラレ迷惑至極ナリ」（資料集第九集、日記811）と日記に書いている。

貴族院議員としての活動もほとんど日記には記されていないが、日清戦争が勃発した明治二十七（一八九四）年、大本営が広島に移されてそれに伴い帝国議会在同年十月に広島で召集されたため同月十一日から広島に向い、十八日から二十二日まで貴族院で政府提出の臨時軍事費予算案等の議案審議を行なっていることがみえる。

菊池が関係した公職すなわち司法省・東京大学・貴族院等の記録としては、上述したものが日記にみえる主な内容である。したがって司法省で様々な委員を歴任し司法官僚としていかなる活動を行なつたかということや法典調査会・法律取調委員会などの各種委員にも任命されてその活動がどのようなものであったのかという点を日記の内容から具体的に明らかにすることはかなり難しい面がある。また貴族院議員としては中立派といわれるが、その活動もほとんど書留められていないことから総じて日記から菊池の政治的な活動ないし動向を分析することも困難であるといえる。

四、院長・学長としての諸活動

米國留学から帰国し司法省の官僚として東京大学法学部講師となっていた菊池は、明治十八（一八八五）年七月本学の前身である英吉利法律学校の創設にも加わっている。残念ながら、日記中には同校創設前後の動向をうかがわせる記述はみあたらない。

しかしながら、明治十八年四月の東京大学法学部別課法学科廃止問題を重要な契機として、菊池や穂積陳重らが英吉利法律学校の創設に参画してゆく点がすでに指摘されている（資料集第三集解題）。

英吉利法律学校の創立趣旨には日本語によって英米法を教授することやその実地応用が明記されており、菊池にとっては、米國留学中に裁判所や弁護士事務所に入入りして得た法律の実地応用の経験を十分にいかすチャンスだったのであろう。

さて、英吉利法律学校は明治二十二（一八八九）年十月に東京法学院と改称し、菊池は明治二十四年四月から増島六一郎にかわって院長に就任した。以後彼は、明治四十五年七月六日の死去に至るまで二十一年間にわたって院長・学長を務めた。

ところで、英吉利法律学校では設立当初から校務の統轄者である校長の下に幹事をおき、この幹事が会計掛や教務掛等を指揮して実質的に学校事務を取りまとめていた。初代幹事は、創立者の一人である渋谷慥爾が明治十八年九月に就任し、その後渡辺安積、松野貞一郎、山田喜之助が歴任、明治二十六年二月の松野貞一郎病没後は奥田義人が務めている。同三十年一月に

は奥田に加えて藤田隆三郎が幹事に就任するが、翌三十一年七月からは藤田が土方寧にかわり、明治三十六年八月まで奥田・土方の体制が続く。それ以後は、坂本武治（のちの佐藤正之）が大正十年五月まで幹事を務めることになる。講師の松野と卒業生である佐藤の二人を除けば、あとはすべて本学の創立者である。また、明治二十一（一八八八）年十一月には、共同設立者が学校経営に参画するための維持員制度が新たに設けられており、これにより幹事と維持員を主に中心にして学校運営がなされていたことがわかる。

長年、院長・学長の職務にあつたにもかかわらず、菊池の日記に学内の諸状況を知り得る箇所が少ないのは、右の幹事や維持員制度によって学校の事務一切が統轄され、名義上は菊池が代表者であつたとしても、実質的な学校経営にかかわっていなかったことが影響しているように思える。実際、菊池の日常は弁護士業務等で多忙を極め、一定の期日を定めて大学に出勤している様子が日記からうかがえる。

とはいえ、日記にはいくつか学内状況を知る上で貴重な記述があるので、以下にそれを取上げてみたい。

まず、菊池が東京法学院長に就任してから二年後の明治二十六年（一八九三）年六月十九日条に、講師・卒業生を主体にした組織である院友会の評議員二十名が学校事務に参与することを認める維持員の評議が記されている。これより先、同年五月十七日の院友会大会において、花井卓蔵の発議により評議員二十名が選出されている。この評議員は維持員会議に出席し校務に

関して維持員と同等の発言権を有するとされているが、現在のところその詳細を明らかにできない。しかし、少なくとも創立者を中心とした維持員会議に対して本学の卒業生すなわち院友がはじめて学校経営に参画することが可能になったという点で、この決定は意義深い。

次に学内関係の記事が日記に現われるのは、明治三十六（一九〇三）年八月十二日条である。ここには、まず東京法学院が八月五日に文部省の認可を得て社団法人東京法学院大学と改称することになるため、十二日の夜社員総会が開かれ、理事の選挙が行なわれ奥田義人・土方寧とともにその任に就くこと、および学長に互選されたことが書留められている。さらに興味深いことに総会の席上、菊池自身は学長職から身を引くことを希望したこともみえ、結局これは社員の聞き入れるところとはならず、理事・学長を引き受けたことがわかる。

本学は、明治二十二（一八八九）年十月校名を英吉利法律学校から東京法学院に改称する際に、杉浦重剛の東京文学院、樫村清徳の東京医学院と連合して私立大学設置を計画したが、果たせず、学校の経営及び組織の拡充がその後の課題とされていた。『中央大学二十年史』によれば、明治三十五年の維持員会議で再び組織拡充の検討が始められ、翌三十六年五月に社団法人組織と大学名称の変更が決定されている。またこの間明治三十六年三月二十七日に公布された専門学校令も一つの契機となり、同年八月五日に文部省から社団法人東京法学院大学定款の認可を得、続いて同月十二日に学則を認可されることとなる。

これにより東京法学院大学は、学部本科（三年）・予科（一年半）・専門科（二年）・研究科の学科をもつ専門学校としてスタートするのである。明治三十六年八月十二日条の内容は、その内情の一端を知る上で貴重な記録である。

また、日記からは明治三十八（一九〇五）年に挙行された創立二十周年記念式典前後の学内状況もうかがうことができる。創立二十周年記念事業が企図されたのは、前年の十二月九日に開かれた東京法学院大学院友大会であった。この大会において、記念講堂の建築や記念式典の挙行など四項目が決議され、同月十九日に各界で活躍している院友から常任委員として大場茂馬・花井卓蔵・田中文蔵ら十二名が選出され、委員長には坂本武治が選任されている。また二十年史編纂も計画され、院友の川島仟司・高野金重が編纂の一切を委任された。

記念講堂の起工は、翌明治三十八年六月であるが、同年八月以降になると、菊池の日記には創立二十周年記念に関する記事が散見される。まず八月三日、院友らによって記念講堂が建築され大学に寄付されることがみえ、次いで大学の沿革史（二十年史）編纂のため委員（川島・高野）が設けられ、彼らの要請によって「むかしを しつたる れんちゅう わ ダイガクにかいごうして をのうの むかしがたり」（資料集第十一集、日記11）を行なったことが記されている。

つづいて、九月二十五日には記念講堂もほぼ完成し、菊池らの控え室が記念講堂に移転された記事がみえ、また十月七日条には、常任委員との会合で記念式典日程が十一月十一日に決定

し、決算報告のため十月十八日に社員総会を開くとの記述がみられる。さらに十一月に入ると、二日条・八日条に英国大使クロード・マクドナルドを訪問して記念式典出席を要請したとの記事があり、あわせて式典前日の十日午後五時から常任委員らと最終の打合せを行なった様子が記されている。この打合せでは、委員が記念事業の予算に関係なく種々意見を述べるため、それに対応した奥田義人や坂本武治が苦慮したことや記念事業のための院友寄付金が思うように集らず、学校の経費から二千万を記念事業費に立て替えていることなどが報告されており、菊池は「うぢがみのさいれいをりっぱならしめんとする わかいしゅうのぢようももだしがたいむすめのをどりいしようをしんちようする ためにをやがぢぶんのきものしちにをく ような しだいだ」(資料集第十一集、日記11)と、この間の事情をおもしろく比喩している。

十一月十一日、新築の記念講堂において創立二十周年記念式典が挙行された。式典には英国大使マクドナルドも来賓として出席し、講演を行なっている。この講演内容は、『法学新報』第十五卷第十三号(明治三十八年十二月一日発行)に「理性は法律の生命なり」と題されて掲載されている。菊池日記は式典が順調に進行し、式典後の卒業証書授与式における清国留学生総代熊埃の日本語答辞朗読がよくできたことを書留めている。

この他に東京法学院大学本部本科講師講談会に出席(明治三十八年一月三十一日条)、東京法学院大学の社員総会で予算

案決定(同年六月二十六日条)、院友大場茂馬が本学の第二回海外留学生としてドイツに赴くためその送別会を催し、合せて院友の花井卓藏・横田千之助・村松山寿を招待(同年八月九日条)、日本倶楽部で中央大学講師会を開催(同年九月三十日条)、明治三十八年の判検事・弁護士・高等文官の各試験の合格者による謝恩会開催(同年十二月二日条)、予科英語学生の英語会出席(同年十二月十日条)、大学の学員倶楽部室で学員秋山清・有賀光豊らの送別会開催(同年十二月十九日条)、中央大学社員総会で土方寧にかわり伊藤悌治を理事に選出(明治三十九年三月五日条)、中央大学社員総会に出席(同年六月十八日条)、大学に郵便為替口座開設を勧めたこと(同年七月二日条)、卒業式を挙行し松田司法大臣が出席して演説したこと(同年七月九日条)、中央大学講師会出席(同年十月十日条)、社員総会に決算報告聴取のため出席(同年十月二十九日条)、創立記念日について学員会大会開催(同三十九年十一月十一日条)が挙げられる。このうち創立記念日については、前述の学員会大会で創立二十周年記念式典が挙行された十一月十一日(明治三十八年)をもって記念日とすることが決定され、以後昭和六(一九三一)年四月の学則改正で記念日が七月八日に変更されるまで、毎年十一月十一日前後に学員会の秋季大会や学校の諸行事が行なわれるようになったのである(『中央大学百年史編集ニュース』第八号参照、一九八七年三月発行)。

他方金銭出納帳をみると、まず明治十九年七月三日に英吉利法律学校から二十八円の入金、次いで同年十二月二十八日も

表1 菊池武夫日記にみる本学関係金銭出納一覧

明治年	月 日	記 事	収支	円 銭
20.	7. 3	英吉利法律学校より入金	入	28.00
	12.28	英吉利法律学校歳暮	入	19.00
25.	2.22	帝国ホテル法学院連招待費	出	30.60
	10.26	法学新報社へ寄附	出	20.00
26.	1.28	北水社・法学新報社等へ寄附	出	10.00
	2.17	自用(松野貞一郎香奠)	出	25.00
	4.28	法学院運動会寄附	出	15.00
	11.29	法学院報酬	入	6.00
	12.27	同 上	入	7.50
27.	1.31	同 上	入	4.50
	3.30	同 上	入	7.50
	4. 6	法学院へ寄附	出	15.00
	4.28	法学院講義料	入	14.00
	5. 2	静岡旅行費立替分法学院より返却	入	7.98
	5.29	法学院報酬	入	25.00
	10. 1	同 上(12円の内)	入	10.00
	10.31	同 上(12円の内)	入	10.00
	12. 1	同 上(7円50銭の内)	入	3.50
28.	1.31	同 上(17円50銭の内)	入	15.25
	3. 1	同 上(11円の内, 渋谷髓爾香奠引)	入	6.00
	4. 6	同 上	入	3.40
	5.29	同 上	入	7.50
	6.28	同 上	入	3.00
	10. 2	同 上(3円10銭の内, 土方寧結婚贈物代引)	入	1.10
	11. 1	同 上	入	6.50
29.	1.21	法学院新年宴会寄附	出	15.00
	2. 3	高橋健三見舞	出	5.00
	2. 7	法学院報酬	入	1.00
	3.30	同 上	入	4.50
	4. 9	静岡旅行費立替分法学院より返却	入	17.10
	5. 1	法学院報酬	入	9.00
	6. 1	同 上	入	3.00
	8.19	法学新報原稿料	入	7.00
	10. 2	法学院報酬	入	1.50
	10.30	同 上	入	1.50
30.	2.27	同 上	入	1.00
31.	3 5	故佐藤鉞太郎香奠	出	3.00
	7.28	高橋健三香奠	出	3.00

7-2 金銭出納帳(明治16年1月~明治20年12月)〈資料集第6集所収〉

8-2 〃(明治18年2月~明治29年3月)〈資料集第9集所収〉

9-2 〃(明治29年1月~明治33年3月)〈 〃 〉より作成

同校より歳暮として十九円の入金があったことがみえる（資料集第六集、金銭出納帳712）。さらに明治二十八年度・二十九年度・三十年度には東京法学院報酬としてそれぞれ五十四円七十五銭、二十七円五十銭、一円の収入があったことがわかる（「収入仕訳年表」資料集第九集、金銭出納帳912）。従来、明治三十（一八九七）年十二月神田区長に提出された「東京法学院職員調」（資料集第一集）などによれば、院長・幹事・講師は一定の俸給はなく無給と報告されているが、上述からすると俸給ではないにせよ英吉利法律学校時代から期末手当としての謝金や講義報酬が不定期に支払われていたことが明らかである（表1）。

また、菊池の日記からは院友との交流の様子もうかがうことができる。表2は、菊池が院友会の支部会等に出席した際の日条を中心にしてまとめたものである。院友会は、明治二十一（一八八八）年十月に創立者の一人山田喜之助や卒業生の花井卓蔵らを中心として結成された英吉利法律学校々友会が、翌年十月の東京法学院への校名改称にもなつて名称を変更したものである。本来、校友会の目的は「講師交友相互間の交誼を保全する」（「英吉利法律学校々友会規則」、法学協会雑誌第五十五号、明治二十一年十月二十日発行）こととされていたが、明治二十六年院友会評議員は学校運営への参画を提起し、前述したように維持員によって認められたのである。当時、院友会の存在と活動は学校経営にとつて不可欠の要素となりつつあり、卒業生数が増加して全国各地に院友会支部が結成されるように

なると、本部がおかれていた東京法学院の代表として、院長菊池武夫や幹事の藤田隆三郎・奥田義人・土方寧、さらには院友総代や講師らが各支部の大会に参加し、院友の組織化に つとめていた。

『法学新報』に掲載されている院友会の活動は、総会から各支部大会さらに小集会に至るまで夥しい数にのほつているが、日記中にみられる院友会記事は、明治二十九（一八九六）年四月四日に開催された静岡支部大会へ出席した際の同月三日条が最初である。もちろん、菊池自身が出席した支部大会の全てが日記に記されているわけではないが、これ以後の日記には表2にみるように合計二十回に及ぶ各支部大会への参加活動が記録されており、『法学新報』の記事とともに院友会各支部の実態を分析するための重要な手がかりであるといつてよい。

さて、院友会の支部大会は、通常は支部代表者の開会の辞に始まり、続いて支部の会務報告、菊池らの本部代表者の挨拶、幹事の学務報告、さらに同行の院友総代や講師らの演説が行なわれ、その後懇親会が催されているが、なかには必ずしも右の順序にこだわらない会合も見受けられる。来会者の中心は、各支部の院友であるが、さらに裁判所関係者や弁護士、地元有力者等が来賓として招待され、市民を招いて学術講演会なども催されている。明治二十九年四月三―四日条に記された静岡支部大会を例にとつてみると、『法学新報』第六十一号（明治二十九年四月二十九日発行）の記事より、菊池武夫、藤田隆三郎、奥田義人、岡野敬次郎、花井卓蔵、石山弥平の六名が本部代表

表2 菊池武夫日記にみる院友会の活動

年.月.日	院友会支部名	開催地	本部よりの出席者(菊池を除く)	来会者	備考
明治29. 4. 4	静岡支部	静岡(浮月楼)	藤田隆三郎・花井卓蔵他3名	静岡地方裁判所長安原吉政他30余名	
32. 9. 3	東北支部	仙台(挹翠館)	奥田義人・田中文蔵他2名	宮城控訴院長高木勤他50余名	学術講談会
33. 4. 8	埼玉・上毛面支部	熊谷(琴風楼)	平山銓太郎・竹井泰治他1名	衆議院議員持田直他20余名	
33. 4. 14	静岡支部	静岡(求友亭)	花井卓蔵・三宅碩夫他1名	静岡地方裁判所長原田種徳他	
33. 4. 30	京都支部	京都(平野屋)			院友月次会
33. 5. 27	長野支部	長野(城山館)	小沢政許・中川銑三郎	貴族院議員色部義太夫他80余名	長野支部発会式
33. 8. 5・6	北陸支部	金沢(鐔甚楼)	土方寧・花井卓蔵	横田維好他50余名	北陸支部発会式
33. 11. 3	関西・名古屋両支部	名古屋(東陽館)	土方寧・岡野敬次郎他1名	名古屋控訴院検事長藤堂融他40余名	
34. 10. 5・6	静岡支部	浜松(芙蓉館)	土方寧・石山弥平他3名	井上剛一他50余名	学術講談会
34. 10. 19・20	名古屋支部	岐阜(濃陽館)	高橋捨六・卜部喜太郎	岐阜地方裁判所長山田豊策他30余名	講話会
35. 5. 24	名古屋支部	名古屋(近直楼)		藤田隆三郎他15名	院友例会
35. 8. 24	東北支部	盛岡(秀清閣)	馬場愿治・卜部喜太郎他1名	浅野親至他16名	
35. 10. 18	関西支部	舞子(万亀楼)	奥田義人・窪田欽太郎	桑原羊次郎他30余名	
35. 11. 2	名古屋支部	津(聴潮館)	奥田義人・岡野敬次郎他2名	津市長黒川佐太郎他40余名	
35. 12. 1	名古屋支部	名古屋(御納屋)		藤田隆三郎他20名	大場茂馬送別会
36. 4. 4	関西支部	大阪(銀水楼)	奥田義人・土方寧他5名	伊藤秀雄他50余名	
36. 6. 24	名古屋支部	名古屋(近直楼)		藤田隆三郎他15名	院友小会
36. 8. 2	九州支部	熊本(一日亭)	奥田義人・岡野敬次郎他2名	植村俊平他70余名	九州支部総会
36. 8. 29	山形支部	山形(千歳館)	奥田義人・岡野敬次郎他2名	小林伊蔵他20名	山形支部発会式
37. 10. 8	名古屋支部	名古屋(八千久楼別邸)		藤田隆三郎他17名	院友小会

【菊池武夫日記】(資料集第9・11集所収)・【法学新報】より作成)

として出席していることがわかる。大会は支部の総代池田大助の開会の挨拶で始まり、会務報告がなされた後菊池院長が謝辞を述べ、奥田が法学院の盛況を報告し、藤田が大審院の新例を紹介し、岡野が新法典に対する意見を、花井が法律家の心得をそれぞれ演説して懇親会に移っている。来会者は、来賓の静岡地方裁判所長安原吉政、同部長中川高翰、同区裁判所監督北島唯一の三名を含めて三十余名であり、日記には彼らとの交流の様子が記されている。

本来、本部代表者・地元院友・来賓等の相互交流を深めることは、支部大会の主要な目的ではあるが、明治三十三（一九〇〇）年十一月三日に開かれた関西・名古屋両支部連合大会の懇親会に臨席した菊池は、集った院友のあまりの嬌態ぶりに「いままでわ さほど め に あまらざりしも いつ まで か、る へいふう が おこなわるべき やがて むかしがたりと ならんこと お のぞむ の ほか なし」（資料集第十一集、日記10）とめずらしく心情を吐露しており、懇親会について内心忸怩たるものを抱いていた事実をうかがわせている。

ともあれ、菊池をはじめとする本部代表者たちが、東北から九州に至る各地の支部大会に精力的に出席し、院友や各地の有力者との間に交流を深め、組織化していた過程を表わす記述であるといえよう。

五、菊池家の経営

ここでは、明治二十年代から三十年代にかけての菊池家の経営的側面について検討してみたい。

菊池家は、元禄十六（一七〇三）年に菊池武宗が南部家に召し抱えられて以来、南部家の藩士として代々仕え知行地を有していた。幕末期、武夫の祖父武候の頃には禄高百三十石となっており、次いで父武章（長閑）がこれを天保十（一八三九）年十二月に受け継ぎ、さらに明治維新を経て明治十四（一八八二）年六月八日に武夫が家督を相続した（資料集第四集解題）。表3は、菊池の金銭出納帳（第九集・第十一集所収分）から作成した「岩手県下所有地々目反別地価地租表」であるが、これから類推すると菊池家は代々、盛岡およびその周辺域に土地を所有していたと考えられ、武夫は家督相続時に、菊池家本宅のある盛岡加賀野以外の土地を小作地として受継ぎ、東京に寄留して「寄生地主」となったことがわかる。

これらの所在地は、明治二十二年四月の市制・町村制施行時における市町村名によると、表3にみるように盛岡市に一カ所、南岩手郡浅岸村に二カ所、同郡本宮村に一カ所、紫波郡飯岡村に三カ所、同郡見前村と煙山村にそれぞれ一カ所ずつ合せて九カ所が図4に示した地域に点在しており、「小作地名寄表（明治三十年十月二十五日調）」（資料集第九集、金銭出納帳9-12）によれば十二名の小作人がいたことがわかる。

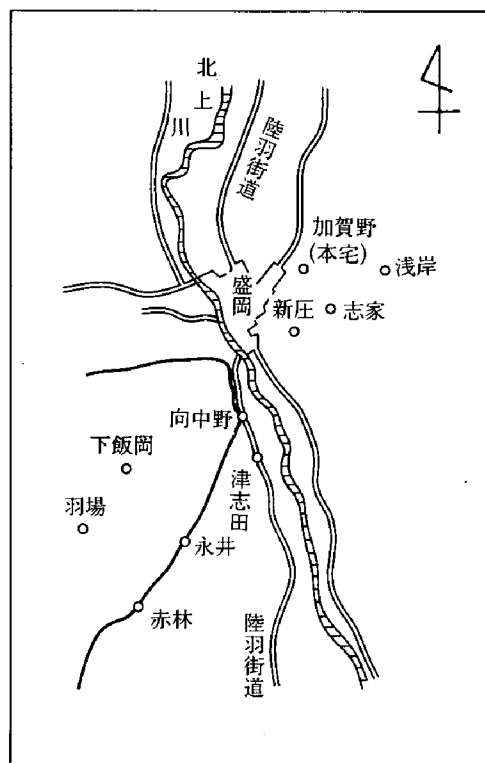
小作地についてみると、九カ所の小作地の類別合計からまず明治二十三年九月調べで山林七百三十八町七反六畝二十四歩、

表3 岩手県下所有地々目反別地価地租表

所在地	調査年月	明治23年9月調				明治32年8月調			
		地目	反町反畝歩	地価 円	地租 円	反町反畝歩	地価 円	地租 円	
盛岡市加賀野	宅	畑	4.3.21	85.174	2.128	4.3.21	85.174	4.256	
		畑	7.29	12.380	.309	7.29	11.310	.373	
志家	畑		2.7.27	61.938	1.548	(田へ地目変換) 2.8.13	122.370	3.590	
		山林	738.7.6.24	110.815	2.770	738.7.6.24	110.815	3.655	
南岩手郡浅岸村新庄	畑		1.7.3.14	300.382	7.509	1.7.3.14	273.050	9.009	
		田	3.4.23	153.067	3.826	3.4.23	153.067	5.05	
郡本宮村向中野	田	畑	7.2.4.18	2,317.845	57.950	7.5.2.03	2,402.917	79.493	
		畑	2.4.7.09	287.632	7.191	2.1.2.16	224.960	7.418	
		宅	1.1.4.18	168.462	4.212	1.1.4.18	168.462	5.537	
柴波郡飯岡村下飯岡	田	田	4.7.7.07	1,525.941	37.897	5.2.7.17	1,634.563	53.635	
		宅	6.8.23	95.418	2.385	6.8.23	95.418	3.148	
郡永井	田	田	1.1.7.18	350.186	8.754	1.1.7.17	350.186	11.556	
		田	2.1.0.21	578.189	14.455	2.0.8.08	578.189	19.078	
		畑	1.3.4.09	88.450	2.211	1.3.4.09	80.140	2.640	
郡羽場	宅		1.5.18	18.720	.468	1.5.18	18.720	.618	
		畑	2.3.04	24.821	.621	2.3.04	22.490	.740	
郡見前村津志田	畑		9.1.18	49.204	1.230	9.1.18	44.580	1.480	
		山林	738.7.6.24	110.815	2.770	738.7.6.24	110.815	3.655	
郡煙山村赤林	田	田	15.6.4.27	4,925.228	122.882	16.6.8.21	5,241.292	172.402	
		畑	7.0.5.20	824.807	20.619	6.4.3.00	656.530	21.660	
		宅	2.4.2.20	367.774	9.193	2.4.2.20	367.774	13.559	
総計		763.9.0.01	6,228.624	155.464	764.3.1.05	6,376.411	211.276		

〔村別反別地価地租早見表〕〔8-2金銭出納帳〕資料集第9集所収)・〔国許所有地字別一筆限表〕〔10-2金銭出納帳〕資料集第11集所収)より作成

図4 盛岡における菊池武夫所有地の所在図



田十五町六反四畝二十七歩、畑七町五畝二十歩、宅地二町四反二畝二十歩、また明治三十二年八月調べでは山林は前回と同様、田は十六町六反八畝二十一歩、畑六町四反三畝、宅地も前回と同様であることがわかる。また地価及び地租についていえば、類別のなかで特に田の地租が約四十・三パーセント増加しているのが際立っている。

このように類別合計の結果からすると小作地は山林が圧倒的であり、田畑で若干の増減がみられるが、これは地目変換によって生じたものであり、明治二十三年から同三十二年にかけてはほとんど土地の集積は進行していない。菊池の場合、寄生地主とはいえ本業は弁護士であり、その傍らに父長閑から相続した土地を維持経営していたことがわかる。

日記によると菊池は、菊池家末家にあたる菊池武平を代理人（現地管理者）とし、小作地の経営をおこなっていた。このよ

うな経営形態は一般に「東北型」といわれ、明治二十年代に形成された巨大地主による大地主―差配―農民という重層的な小作人支配機構と共通する側面をもっている。日記によれば、明治二十三年頃から小作米の収納高・売り捌き、小作人への仕付米貸付・収納、所得金の申告そのほか盛岡の小作関係の出来事ほとんど菊池武平が東京宛書翰で報告しており、武夫がそれに対して種々の指示を与えるため頻繁に書翰の往復をしていることがわかる。地主と現地管理者の密接な関係をそこにみる事ができよう。

また菊池作成の「収入年表」（資料集第十一集、金銭出納帳1012）によれば、明治二十五（一八九二）年から同三十二（一九一九）年までの八年間の小作料収入（売米代・山役銭）の平均は一一七二円で、これは、この間の実収入平均一五六九二円の約七・五パーセントにあたる。菊池のこの八年間の主たる収入源は圧倒的に弁護士報酬（平均一〇六〇五円―約六七・五パーセント）であるが、このほかの主要な収入源である議員歳費（同八七五円―約五・五パーセント）、法典調査会手当（同六三六円―約四・一パーセント）、預金利子（同五九三円―約三・八パーセント）公債利子・株式配当（同四八八円―約三・一パーセント）等に比較してみると、小作料収入はとりあえず弁護士報酬に次ぐ収入となっている。

ところで、地主はこの時期一般的に小作料収入を地方銀行への預金として増殖を図り、また有価証券に投資する傾向にあったが、金銭出納帳（資料集第九・十一集所収分）からみると、

菊池もまた第一一九国立銀行、第二七銀行、三菱合資会社銀行部、通信省為替貯金局等へ預金し、軍事公債・日本郵船株・九州鉄道株・帝国生命保険・明治火災保険等に投資して利子・株式配当を獲得している。ただし菊池の場合、弁護士報酬が主たる収入であるところから、小作料収入を預金や投資にまわしていた純然たる寄生地主一般とは、必ずしも同列に論じられないかもしれない。しかしながら、菊池家の経営が山林を中心とする寄生地主的側面を含んでいる点は、従来見すごされていただけに、今後の分析課題の一つとして指摘しておく必要があるう。

まとめにかえて

菊池武夫日記の全体的な総括をする前に、二点ほど特色を挙げておきたい。

第一は、武夫を中心とする菊池家の家庭生活についてである。菊池は、「菊池家家系略図」にみられる人々について、さまざまな事柄を日記に書留めている。その中で家族に関する部分をみると、明治二十一年夏頃から家族ぐるみの長期避暑旅行を行なっていることがわかる。これは、菊池本人も含めて家族の健康維持と増進を考へてのことであるが、その背景には、彼が米國留学時代にたびたび大学の夏季休暇を利用して行なった避暑旅行の経験があったものと思われる。主な避暑先は箱根・鎌倉・片瀬・清水であるが、鎌倉が最も多く、明治三十六（一九〇三）年七月には元主君家の南部家別荘を借り受けている。

このほか、洋行経験に基づいていると思われる生活習慣には、ちょうどクリスマス頃の、家族や弁護士事務所員に与えられた「歳暮金」がある。これについては、明治三十三年十二月二十四日条に「じむしょ いん および かぞく え せいほ きん お ぶんよしたり こども らわ おいおい せいちようしたる に つき ぶんばい だか に しんしゃく おくわいたり」（資料集第十一集、日記10）が初見であるが、以前からの習慣であったことがわかる。家族への歳暮金はおそらく西洋のクリスマスプレゼントを意識してのことと思われるが、子供たちが金銭をあまり使おうとしないので、明治三十六年には例年の金銭付与にかえて品物とし、妻の峯とともに買物にでかけている（明治三十六年十二月二十六日条）。この時、次に挙げる品物が子供たちに与えられている。

啓曆（甥）——Carnegies Empire of Business、ひげそりセット

濱（三女）——絹糸編みの手袋、インキ入れ、ナイフ、

English novel

香一郎（長男）——コンパスセット

操（四女）——英語絵本、インキ入れ

つる（五女）——英語絵本、インキ入れ

たつ（六女）・ふく（七女）・とめ（八女）——菓子、手遊

び入れ、紙製くつたび

しかし、品物を与える方式は濱や香一郎には不評であったらしく、翌年十二月二十四日は、つるから上の子供たちには再び

金銭が渡され、ふく以下の子供には西洋の絵本が一冊ずつ与えられている。米国滞在中、留学生仲間であった栗野慎一郎とともに米国人の友人やその家族にプレゼントを贈った経験が「歳暮金」を生み出したのであろう。

このように菊池の家庭生活には、米国留学で経験した欧米流の生活習慣の一端がうかがわれ、また多忙な生活のなかで家族への思いやりを忘れない菊池のやさしさと愛情をみるこゝろがさる。

さて第二は、菊池の旅行についてである。明治二十八（一八九五）年十月に妻猪智を亡くした菊池は、その悲しみを癒すため、翌年一月二日から同十三日にかけて子供を連れて関西方面に旅をしている。その後、明治三十年代に入ると、毎年特別な事がない限り、年末年始の休暇を利用して旅行に出かけている。旅行の相手は、気の合う仲間や家族（主に香一郎）・書生あるいは本学の卒業生であり、場合によっては菊池の一人旅のこともある。

明治三十年と三十一年は藤田隆三郎・高橋捨六（講師）らと静岡の青島村塩湯ヶ谷志太鉦泉へ赴いており、また同三十五年には香一郎と親戚の松野千勝とともに伊豆修善寺温泉へ、同三十六・同三十七年は香一郎と書生の吉田を連れて箱根・伊豆旅行・房総半島を一周、明治三十八年は院友の新井要太郎らをともなつて志摩半島へ、そして日記の最後の年である明治三十九年には、東海道を名古屋まで一人旅している。

このような毎年恒例の旅行のほか、明治二十五年以降は弁護

士活動で名古屋や大阪、あるいは仙台の各控訴院や岐阜・長野・函館などの各地方裁判所へ出張する機会を利用し、旅行を楽しんでいる。特に名古屋・大阪へ行つたときは、菊池の長女笹・二女貞がそれぞれ結婚して京都に在住していたこともあつて京都へ立寄り、京都や奈良を見物している。

菊池は、こうした旅行の行程を詳細に書留めている。そこには、旅立ちから行く先々での出来事、各地の人々の生活模様、風物、名所旧跡の趣、旅宿の食事に至るまで様々な感動が実にこと細かに綴られており、明治三十七年八月十一日から九月六日までの山陰地方の旅行記などは、同年十・十一・十二月発行の『法学新報』第十四卷第十一号から十三号にかけて、「山陰遊歴談」の題名で掲載されている。ペンネームは「杜陵山人」であった。菊池の日記は一種の紀行文であり、明治二十年代から三十年代の日本国内の社会状況を知る上で貴重な記録となっている。

さて、最後に菊池日記の特色についてまとめておくことにしたい。周知のように菊池は米国留学からの帰国後、明治十三年に司法省官僚となり以後同二十四年まで奉職し、また翌二十五年には貴族院議員に勅選されている。しかしながら、司法省官僚あるいは貴族院議員としての政治的な活動については、日記中に具体的な内容をうかがうことはできない。そのため、菊池の政治的な関心あるいは動向を日記から推定することは極めて難しいといえる。菊池日記の特色は、業務上の備忘記録というよりも、むしろ菊池とその家族・親類の日常生活、あるいは冠

婚葬祭について金銭出納を含めてこと細かに書留められている点にあり、菊池家の家政日記としての性格が強いといえる。

また菊池武夫の人間像についていえば、日記中には、米国の避暑先で仲間と戯れる若き日の菊池がおり、また東京法学院長として全国各地の院友会支部大会に精力的に参加する姿がある。さらに寄生地主として盛岡の小作地を維持経営する菊池や、旅行好きで家族への愛情あふれる菊池もいる。従来、菊池の評価については、『菊池先生伝』に寄せられた多くの追悼や追想のなかでくり返されているように、「温厚で忍耐強い」弁護士という点のみが強調されてきた。しかしながら、菊池の日記は、それらの評価とは趣を異にする人間味あふれる菊池武夫の素顔を浮きぼりにしている。

資料集第六集・第九集と本集に収録した菊池武夫の日記は、これまでの一面的な菊池像に豊かな内容を与えるものであり、彼の実像を描くためには必要不可欠の第一級の史料であるといえる。これらの日記史料に加えて資料集第四集で翻刻した菊池の書簡史料などを利用することにより、菊池の全体像がより一層明らかになり、それによつてはじめて本学における菊池の位置付けもまた一段と明確になるのではなからうか。とすればこの菊池武夫関係史料の分析を丹念に積み重ねていくことが、実はより豊かな大学史を創造していくための一つの重要な鍵であるようにも思えるのである。

末筆ではあるが、貴重な史料を長い間本学に提供していただき、また史料の翻刻を快く御許し下さった菊池英子氏、菊池武

範氏、蘆野みち氏、友田靖子氏をはじめとして、盛岡での調査の際に大変お世話になった山本秀郎御夫妻など、多大な御教示・御協力をいただいた関係各位に厚く御礼を申し上げて結びとしたい。

(大学史編纂課囑託)

菊池武夫略年譜 (嘉永七年～明治四十五年)

年 月 日	事 項
嘉永7・7・28	菊池武夫誕生
嘉永7・閏7・4	お七夜、耕蔵と命名、後茂太郎と改める
嘉永7・11・11	食始
慶応1・5	江幡梧楼の撰により実名を「武夫」とする
明治2・6・22	東京へ修学稽古のため出発
明治2・11・11	南部家の侍衛兼家従となる
明治2・11・13	さらに近侍を兼ねる
明治2・11・24	通称を香一郎とする
明治2・11・30	改めて近侍となる
明治2・6・12	藩学初級生に任ぜられる
明治2・8・12	藩学初級生を免ぜられる
明治3・9・27	大学南校に入学、自費通学生となる
明治4・1・23	大学南校寄宿舎に入舎
明治4・3	学業勉励につき大学南校から書籍下賜
明治4・5	上京の父長閑とともに浅草内田九一写真店で記念撮影
明治4・8・9	大学南校六之部へ昇級し正則へ転科
明治4・9・26	大学南校閉鎖につき退舎し、飯田町三島屋に下宿

年 月 日	事 項
明治4・10・12	南校入学を許可される
明治5・1	南校宿舎に入舎
明治5・3	湯島聖堂での文部省博覧会を見学
明治5・4	南校にて英之三部に昇級
明治5・6・15	通称香一郎をやめ以後実名武夫を用いる
明治5・8・1	はじめて蒸気車に乗り、新橋横浜間を往復
明治5・8・3	南校は第一大学区第一番中学と改称
明治5・9	大試業の結果上等中学第五級に昇級
明治5・9	貸費生を出願
明治5・9・24	貸費生に内定
明治5・10・8	上等中学第五級級長に選出
明治5・10・18	貸費生不許可につき再出願
明治5・11・4	父長閑は県庁へ貸費生の件で歎願書を提出
明治6・3・9	貸費生再出願事件で岩手県東京出張所にて詫び状を提出
明治6・3・10・21	大試業の結果第四級を飛びこし第三級に昇級
明治6・4・2	第五級級長時の手当金十五円を下賜される
明治6・4・10	第一大学区第一番中学は開成学校と改称
明治6・6・18	貸費生出願事件につき処分不問となる
明治6・7	上等第二級第三級の生徒を合わせ、法学本科第三級と改制され、その内に入る
明治6・8	月謝不足分拝借を出願

年 月 日	事 項
明治6・9	開成学校新築寄宿舎（神田錦町）へ入舎
明治6・11・17	文部省から法学官費生を命ぜられる
明治7・2・5・6	定期試験
明治7・4・25	上京の父長閑と再会
明治7・5・7	開成学校を東京開成学校と改称
明治7・7	夏期学業試験の結果法学本科第三級に進級
明治7・7・16	級友五名と湘南、箱根方面に旅行、8月4日帰京
明治8・6・8	学年試験の結果、法学本科第三級の成績順により、三浦和夫、小村寿太郎、菊池武夫、斉藤修一郎の四名が米国留学生に内定
明治8・6・21	盛岡に帰り25日まで滞在し、両親家族に留学を報告
明治8・7・2	東京に戻る
明治8・7・17	横浜に行き田中不二磨文部大輔主催の送別会に出席し、ついで太平洋郵船の北京丸に乗船
明治8・7・18	横浜出帆
明治8・8・5	サンフランシスコ港に到着
明治8・8・7	大陸横断鉄道にてニューヨークに向かい、8月14日着
明治8・8・16	蒸気船にてフォールリバーへ行き、さらに鉄道でボストンに向かう

年 月 日	事 項
明治8・8・17	ボストン到着、セントラル街六番地に止宿
明治8・10・7	学資金給貸される
明治8・10・10	ボストン大学法学校に入学
明治9・4	開校、月から金まで一日二時間ずつ受講
明治9・5	旧七戸藩嗣子南部信方ボストン大学留学のため到着、同居
明治9・5	南部信方と共に府郊外のドーチェスターへ移住
明治9・5・26	学年末試験六科目済
明治9・7・14	フライデルフィア万国博覧会見物に森明善と同行8月2日帰着
明治9・7・31	第二回文部省留学生の一行とニューヨークで会う
明治9・10・4	ボストン大学法学校新学期開始
明治10・3・11	小村寿太郎、斉藤修一郎と連名で英国転学願を提出
明治10・6	ボストン大学法学校にて13科目を終了、卒業式にて法律得業士の称号を得る、ひきつづき卒業科で学ぶ
明治10・7・7	ニューハンプシャー州ノースウィークフィールドのワード家で避暑、同行者小村寿太郎、栗野慎一郎、中山寛六郎、今立吐酔と同居、9月11日ボストン帰着

年 月 日	事 項
明治10・12	ワシントンに見学旅行
明治11・6・28	メイン州の某所に避暑に行くが、7月2日 前年と同様スワード家に行く
明治12・6・19	第五回文部省留学生とニューヨークで会う
明治12・6・30	メイン州ロックランドに避暑、栗野同行
明治12・8・11	避暑先で三浦和夫、永井繁と会う
明治12・9・13	ボストンに帰着
明治13・7・16	英国経由で帰国するため、ボストンを発し ニューヨークへ行く
明治13・7・17	第一回留学生仲間の南部球吾、松井直吉、 平井晴次郎、原口要と共にエチオピア丸に 乗船
明治13・7・28	イギリスのグラスゴーに到着
明治13・8・2	ロンドン到着、旧友河上謹一と再会、ロン ドンに三週間滞在し、その間、留学生岡村 輝彦の案内でミドル・テンプルを見学した り、他の留学生たちと再会
明治13・8・25	フランスのパリに到着、旧友で留学生の古 市、沖野、山口、栗塚、木下、石本と再 会、その後、リヨン、マルセイユ、ナポ リ、ポルトサイド、スエズ運河を経てアデ ンに9月16日到着。さらにガル、シンガポ ール、サイゴンを経て、10月ホンコン到着

年 月 日	事 項
明治13・10・25	横浜到着
明治13・11・25	司法省雇、民事局詰
明治13・12・18	麴町区四番町一番地へ転住
明治13・12・29	盛岡に帰省のため横浜行
明治14・1・1	横浜出港、4日盛岡着
明治14・1・24	東京帰着
明治14・2・2	代言人試験委員を命ぜられる
明治14・3・26	長閑上京、5月28日帰省
明治14・6・8	家督相続
明治14・7・6	柏井猪智と結婚
明治15・12・26	東京大学法学部講師を兼勤、翌年1月13日 から不動産法、動産売買法を講義
明治15・2・24	文部省から米國留學中學資金受取過分の返 却を命ぜられ、翌月の講義報酬から天引
明治15・5・13	加賀町十八番地の居宅を購入し転居
明治15・8・15	盛岡へ帰省
明治15・9・1	継母多代と共に帰京
明治15・10・29	長女芭誕生
明治15・11・16	東京大学諮詢部会の会員に選ばれる
明治15・12・12	母多代盛岡へ帰る
明治16・2・17	父長閑病没
明治16・12・2	小石川区表町六十番地へ転居
明治17・2・17	亡父長閑一周忌

年月日	事項
明治17・3・26	二女貞誕生
明治17・4・10	舅柏井放心没
明治17・9・21	伯母藤田美輪没
明治17・12・16	祖母喜世没
明治17・12・25	小田原―奥津―三保の松原―九能山―熱海 へ旅行
明治18・1・5	松井直吉同伴熱海より帰京
明治18・5・8	妹すみ盛岡より上京
明治18・8・25	箱根塔の沢へ旅行
明治18・10・25	母多代・妹あき・妹なみ・姪薫・甥啓磨、 盛岡より上京
明治19・2・26	三女濱誕生
明治19・12・3	小石川区表町六十番地地所家屋を九百五十 円にて小笠原静へ売却
明治19・12・10	飯田町三丁目十五番地中山利愛所有の邸宅 (家賃月二十五円) へ転居
明治19・12・16	亡祖母喜世の三回忌
明治19・12・16	藤田隆三郎・松野貞一郎・馬場愿治同伴に て佐倉―佐原―銚子―千葉へ旅行
明治20・8・8	山田顕義司法大臣に随行して栃木県内各地 の郡役所・裁判所等を巡視(日光―今市― 栃木町―足利―太田―熊谷)
明治20・8・23	山田顕義司法大臣に随行して北海道・羽後
明治20・8・29	

年月日	事項
明治20・10・12	妹なみ、高瀬四郎と結婚
明治21・8・8	家族とともに箱根旅行(武夫のみ20日帰京)
明治22・4・7	長男香一郎誕生
明治22・12・28	箱根塔の沢へ旅行
明治23・1・4	河上謹一と名古屋へ旅行
明治23・3・28	山田顕義司法大臣に随行して愛知県・広島 控訴院へ出張(名古屋―半田―刈谷―名古屋 ―姫路―岡山―尾道―広島―神戸―大阪 ―名古屋)
明治23・7・10	四女操誕生
明治23・8・5	家族とともに鎌倉光明寺へ避暑(家族は10 月6日まで滞在)
明治23・9・6	名古屋―岐阜―名古屋行(9月12日鎌倉へ 戻る)
明治23・12・31	旧南部藩士一条忠郎同伴にて熱海へ旅行
明治24・2・12	熱海から箱根塔の沢へ旅行
明治24・3・12	箱根湯本から帰宅
明治24・3・21	妹すみ、大竹長寿(宮城控訴院検事)と結

年月日	事項
明治24・5・6	婚 司法省民事局長、勅任官二下級俸下賜
明治24・5・12	従四位に叙せられる
明治24・6・10	永楽町官舎より小石川仲町二十二番地に転居(家賃月十六円)
明治24・6・30	母多代、墓参のため盛岡へ帰る
明治24・7・5-10	静岡・浜松行(10日箱根塔の沢に立寄)
明治24・8・7	依願免本官
明治24・8・13	代言願書差出
明治24・9・1	代言免許取得
明治24・9・10	京橋区新肴町一番地に代言事務所を開設、 代言人榊原周次郎・矢野貞吉、出張代言人 新田目善次郎・松本繁太郎、会計係吉川義 質、応接方片桐孝次郎
明治24・10・5	初めて口頭弁論のため東京地方裁判所第四 部に出廷
明治24・11・8	東京及び盛岡にて亡実母茂の三十三回忌法 事を営む
明治24・12・22	貴族院令第一条第四項により貴族院議員に 勅選される
明治25・1・23	片桐孝次郎退職
明治25・1・25	松本繁太郎退職
明治25・3・30	小村寿太郎の負債額四千五百円にて落札、

年月日	事項
明治25・4・10	引受ける 夜半小川町より起りたる火事にて錦町の東 京法学院焼失
明治25・4・14	母多代盛岡出立、乳母遠畑クラ・戸田マサ・ 本宿隠居同行
明治25・7・20	家族、避暑のため鎌倉長谷二十番地へ出発
明治25・11・11	前司法大臣山田顕義伯生野銀山において脳充 血症にて死去の電報あり、直ちに音羽の同 伯郎に見舞に行
明治25・12・16-30	口頭弁論のため岐阜及び広島行(岐阜―琴 平―広島―厳島―岩国―神戸―大阪〔高橋 健三来訪〕―堺―京都―静岡)
明治25・12・31	本宿宅命没(享年四十一)
明治26・3・24-25	小山―水戸行
明治26・4・13	法典調査会委員及び主査委員任命
明治26・4・19	楠秀選弁護のため名古屋行、浜松より岡山 兼吉同伴し東京法学院院友会出席(於名古屋 屋魚半)
明治26・4・22-25	名古屋―京都市、25日帰京
明治26・5・1	弁護士登録を受ける
明治26・5・8-11	彦根行
明治26・5・19	盛岡本宅へ菊池武平家族転居
明治26・5・24-26	静岡―清水行、榊原周次郎・高梨鎌次郎・

年 月 日	事 項
明治26・6・11～13	笹原才次郎等同行 矢野禎吉弁護のため仙台地方裁判所へ出張、嶺八郎・大場茂馬来訪、盛岡より菊池武平来訪
明治26・6・19	東京法学院院友会評議員二十名会計外の学 校事務に参与の件維持員等評議の上決定
明治26・6・28	小石川区関口台町七十五番地野村猪三屋敷 へ転居（家賃月二十四円）
明治26・7・21～28	熱海―四日市（名古屋弁護士多湖実同伴） ―津―山田―二見―四日市―熱海行、28日 帰京
明治26・8・3～14	仙台―盛岡行、十一年ぶりに加賀野八十六 番地本宅に帰省、小作地等巡視
明治26・8・14～16	盛岡―仙台へ旅行（大場茂馬等と松島、塩 釜遊覧）、16日帰京
明治26・11・1～3	福島地方裁判所（白河町）へ出張、信岡雄 四郎同行
明治27・3・9	大婚二十五年式典出席のため妻猪智同伴に て宮中へ伺候、記念撮影
明治27・4・28	豊川痴癡雄長女はつ、弁護士榊原周次郎と 縁組内定の処先方の希望により菊池家養女 の届差出
明治27・5・15～16	矢野禎吉弁護のため函館控訴院へ出張（盛

年 月 日	事 項
明治27・5・17～20	函館―青森―盛岡―仙台行、20日帰京
明治27・7・2	養女はつ、榊原周次郎と結婚
明治27・8・2	家族、避暑のため鎌倉行（9月28日帰京）
明治27・10・11～14	臨時帝国議会、広島にて招集のため出発 （名古屋―神戸―尾道経由）
明治27・10・18～22	臨時帝国議会開会、22日議会議閉会後、夜法 学院院友四五名と院友・弁護士横山金太郎 宅にて宴会
明治27・10・23	広島―尾道―神戸行（神戸にて院友会関西 支部の事務員早雲・宮本等来訪）
明治27・10・24～28	神戸―名古屋行（25日矢野才次郎等弁護、 27日平井報助代理）、28日帰京
明治28・1・1	五女鶴誕生
明治28・2・17	亡父長閑十三回忌等の法事を営む
明治28・5・5	榊原周次郎判事に任ぜられ、仙台地方裁判 所所管内古川区裁判所詰を命ぜられる
明治28・6・13	妻猪智帝国大学第一医院へ入院
明治28・7・21	家族、避暑のため鎌倉行（8月29日・9月 21日帰京）
明治28・8・5	猪智駿河台の杏雲堂病院に転院

年 月 日	事 項
明治28・9・4～6	古川市兵衛の要請により原嘉道・植村俊平同道にて足尾銅山視察（日光→足尾銅山→唐風呂・餅ヶ瀬→細尾→日光）、6日帰京
明治28・10・16	猪智危篤、26日まで武夫も看病のため付添
明治28・10・26	猪智没
明治28・10・30	駒込吉祥寺にて猪智葬儀、染井墓地に埋葬
明治28・12・6	猪智の法要を営む
明治29・1・1	那珂・本宿・南部伯に回礼
明治29・1・2～13	関西方面へ家族旅行（浜松→京都→大阪→舞子→神戸→大阪→堺→大阪→京都→名古屋→静岡）、13日帰京
明治29・3・29	第七回帝国議会召集の際励精につき銀杯一組を賜う
明治29・4・3～5	東京法学院院友会静岡支部において春期総会開催につき幹事藤田隆三郎・講師岡野敬次郎・院友総代花井卓蔵石山弥平同伴、幹事奥田義人も来会（奥津→三保の松原→静岡→江尻→清水）、5日帰京
明治29・4・23	仙台へ行き、翌24日湊芳蔵・昆田文次郎等と福島行
明治29・6・1	新肴町一番地煉瓦家屋を久能木宇兵衛へ売却し、八重洲町一丁目一番三菱合資会社建家に転居、内幸町に六十坪の土地を借りる

年 月 日	事 項
明治29・6・3	水野加以智の妹峯と結婚
明治29・6・4	山口憲・坂本時之助・漆山大愚同伴にて仙台行
明治29・6・6～8	仙台から磐城の平町行（三春→新町→平町→新町→郡山）、8日帰京
明治29・6・13～16	平町行（郡山→新町→平町→湯本→平町→水戸）、湯本で院友新田目善次郎・新井善次郎等と宴会、16日帰京
明治29・6・23	山田喜之助・卜部喜太郎同伴にて水戸行、同日帰京
明治29・7・6	牛込区市ヶ谷砂土原町一丁目二番地三号地片山恭平所有の屋敷を西川鉄次郎周旋にて譲受ける
明治29・8・7	花井卓蔵へ衆議院選挙費用として二百五十円貸付
明治29・8・15～16	砂土原町屋敷へ転居
明治29・10・26	亡妻猪智一周忌
明治29・12・3～9	名古屋行（→奈良見物（奈良地方裁判所長藤田隆三郎訪問）→名古屋）、9日帰京
明治29・12・22	仙台よりの帰途、23日福島にて院友横田欽太郎・湊芳蔵・新田目善次郎・横浜幾慶と宴会、24日帰京
明治30・1・1	南部伯、親族へ回礼

年月日	事項
明治30・1・2～6	藤田隆三郎・高橋捨六・羽生顕親と旅行 (沼津―静岡―青島村志太鉾泉―久能山―清水―奥津)、6日帰京
明治30・2・4～12	英照皇太后大葬参列のため京都行(新橋―京都―大津〔院友大谷郁彦・岡田侃次郎来会〕―京都〔院友渡辺留三郎・宮川弥三郎・石野正弘来会〕―敦賀―福井―名古屋)
明治30・5・12～18	大阪行(京都―大阪―奈良―京都―名古屋)
明治30・6・22～25	大阪行(大阪―四条畷〔院友紀志嘉実同伴〕―大阪―新庄―高野山―京都)
明治30・7・25	内幸町一丁目三番地の弁護士事務所新築工事落成
明治30・7・31	明治火災保険会社と弁護士事務所の火災保険契約
明治30・10・26	猪智三回忌
明治30・12・1	八日市場行(佐倉〔院友白鳥太一出迎〕)
明治30・12・5	長野地方裁判所松本支部行(上田―浅間村目の湯―松本―上田―前橋)
明治31・1・2～5	藤田隆三郎・伊藤悌治・高橋捨六同伴にて青島村塩湯ヶ谷志太鉾泉へ旅行(新橋―静岡―藤枝―志太鉾泉―静岡―奥津)
明治31・2・14	牛込区市ヶ谷砂土原町の家屋新築及び増築

年月日	事項
明治31・3・21	姪薫、松野千勝と結婚
明治31・4・30	長女芭、大築千里と結婚
明治31・7・26	湯島天神の家屋を三百三十円にて渡辺金次郎に売却
明治31・8・13～15	妻峯・二女貞・長男香一郎・甥啓磨同伴にて盛岡行(上野―長岡―仙台―盛岡)
明治31・8・16～24	武夫のみ北海道行(北海道―盛岡)
明治31・9・3～5	盛岡出立(盛岡―仙台―水戸)、5日帰京
明治31・9・23	盛岡菩提寺久昌寺火災のため位牌等焼失
明治32・1・1	大築千里・新井要太郎年賀の回礼
明治32・3・19	大築千里・芭の結婚披露宴開催
明治32・4・1～5	京都開催の東京法学院院友会に出席(名古屋―京都―名古屋〔藤田隆三郎訪問〕)、5日帰京
明治32・5・21	六女たつ誕生
明治32・8・15～21	三女濱養生のため鎌倉に貸家を捜す
明治32・9・2～5	奥田義人・江木衷・戸水寛人・田中文蔵同伴にて仙台開催の東京法学院院友会東北支部会に出席(上野―仙台―塩釜―仙台)、5日帰京
明治32・11・3～8	東京法学院院友会関西・名古屋両支部連合会出席(名古屋―奈良―和歌山―名古屋)、8日帰京

年 月 日	事 項
明治33・1・1	南部信方等へ回礼、御所へ拝賀
明治33・1・2	南部伯邸へ参賀、新井要太郎等来賀
明治33・2・11	名古屋行(静岡経由)
明治33・3・5	木更津行
明治33・3・7	名古屋・京都行
明治33・3・19	仙台行
明治33・4・3	越谷行、長男香一郎等同伴
明治33・4・8	東京法学院院友会埼玉・群馬両支部連合会 出席のため熊谷行
明治33・4・14	静岡院友支部会出席(新橋―静岡―江尻― 静岡)、16日帰京
明治33・4・27	弁護士協会臨時総会出席のため大阪行
明治33・4・30	神戸(観艦式見物)―京都(院友会月次会 出席等)、2日帰京
明治33・5・14	名古屋控訴院へ出張(名古屋―大場茂馬来 訪)―京都、17日帰京
明治33・5・26	東京法学院院友会長野支部発会式に出席 (長野―屋代)、29日帰京
明治33・6・8	貸家借用のため鎌倉行
明治33・6・12	大築千里の父尚志没
明治33・6・23	加藤弘之男爵祝賀会(於小石川植物園)に 出席
明治33・6・27	那珂通世等同伴にて千葉大原行

年 月 日	事 項
明治33・7・2	木更津行
明治33・7・17	家族、避暑のため鎌倉長谷の借家行
明治33・7・24	七女ふく誕生
明治33・8・4	平山銓太郎同伴にて東京法学院院友会北陸 支部発会式(金沢)に出席(新橋―敦賀― 金沢―福井―名古屋)、9日帰京
明治33・9・8	鎌倉行、家族帰京
明治33・9・16	木曾御料林臨検のため出張(浜松―名古屋 ―西築摩郡吾妻橋―上松―上諏訪―軽井 沢)、24日帰京
明治33・10・7	香一郎・啓磨等同伴にて南多摩郡七生村百 草園に遠足
明治33・10・9	水戸行
明治33・10・17	貞・濱・香一郎同伴にて染井墓地に墓参
明治33・10・28	貞・濱・香一郎・啓磨等同伴にて軽井沢行
明治33・11・3	東京法学院院友会関西・名古屋両支部連合 会出席のため名古屋行(名古屋―大垣―名 古屋)
明治33・12・2	木更津行
明治33・12・19	宮城控訴院出張のため仙台行(常磐線利 用)
明治34・1・13	二女貞、小倉公平と結婚
明治34・1・27	木更津行

年月日	事項
明治34・3・4～6	名古屋・京都行（名古屋〔藤田隆三郎訪問〕―京都）、6日帰京
明治34・3・10	母多代・濱等同伴にて蒲田の梅園行
明治34・3・24～26	木更津行
明治34・4・3	濱・香一郎同伴にて上野公園行
明治34・4・7	家族等同伴にて花見のため小金井行
明治34・5・10～13	弁護士協会臨時総会出席のため名古屋行
明治34・5・13～19	奈良・伊勢・京都・名古屋行
明治34・6・18～23	松本・名古屋行（上野―上田―松本―伊那―飯田―浪合―大海―名古屋）
明治34・7・4	家族、避暑のため片瀬行
明治34・9・9	家族のうち母多代・たつ以外は片瀬より帰京
明治34・9・24	名古屋行（片瀬―名古屋―片瀬）
明治34・10・1	母多代・たつ片瀬より帰京
明治34・10・4	八女とめ誕生
明治34・10・4	大築千里ドイツ留学（五日出発）につき送別会
明治34・10・5～7	東京法学院院友会静岡支部大会に出席のため浜松行
明治34・10・13～14	上田・松本行
明治34・10・16	19・20日開催の東京法学院院友会名古屋支部大会出席のため松本より岐阜行

年月日	事項
明治35・1・1～9	伊豆修善寺温泉に宿泊
明治35・1・12	南部同郷会に出席
明治35・3・31	法典調査会委員を免ぜられる
明治35・4・6～15	御料林臨検のため岐阜県恵那郡付知町へ出張（多治見―中津川―付知―太田―岐阜）、15日帰京
明治35・5・23～27	名古屋行（藤田隆三郎等来会、24日院友会名古屋支部会召集、26日京都名古屋間往復）、27日帰京
明治35・6・25	賞勲局より木杯一組下賜
明治35・7・18～26	花井卓蔵・信岡雄四郎の依頼につき選挙応援のため尾道・福山行（横浜―神戸―尾道―福山―戸手―福山―京都）
明治35・7・26～28	京都より避暑のため静岡の清水行（家族は22日着）
明治35・7・28	司法省より破産管財人を命ぜられる
明治35・8・4～13	水野の母同伴にて清水行
明治35・8・14～22	清水行
明治35・8・23～27	馬場愿治・卜部喜太郎・坂本武治同伴にて東京法学院院友会東北支部大会出席のため盛岡行（仙台―盛岡―平泉―仙台）、27日帰京
明治35・9・6～8	清水行、家族帰京

年 月 日	事 項
明治35・10・17 ~ 21	久保田金太郎同伴にて東京法学院院友会関西支部大会出席のため舞子(兵庫県)行(横浜―神戸―舞子―神戸―京都―名古屋)、21日帰京
明治35・10・24 ~ 28	太田資時同伴にて長野行
明治35・11・1 ~ 9	奥田義人・岡野敬次郎・花井卓蔵・坂本武治同伴にて東京法学院院友会名古屋支部大会出席のため津行(名古屋―津―名古屋)、9日帰京
明治35・11・30	大場茂馬送別会兼名古屋院友会小会に出席のため名古屋行
明治35・12・14 ~ 18	静岡・名古屋行(静岡―名古屋―桑名―名古屋)、18日帰京
明治36・1・1 ~ 7	箱根・伊豆旅行(塔の沢〔奥田義人・花井卓蔵・中山寛六郎来会〕―熱海―和田木―伊東―稲取―下田〔湯ヶ島経由〕―静岡)、7日帰京
明治36・1・25 ~ 28	大阪出張(京都―大阪)
明治36・3・11 ~ 20	菊池武平盛岡より上京
明治36・3・27 ~ 29	静岡・沼津行
明治36・4・2 ~ 9	石山弥平同伴にて東京法学院院友会関西支部大会出席のため大阪行(横浜―神戸―大阪―京都―奈良)、9日帰京

年 月 日	事 項
明治36・4・15 ~ 21	名古屋・岐阜・奈良行(名古屋―岐阜―奈良〔吉野見物〕―名古屋)、21日帰京
明治36・5・2 ~ 5	津行(浜松―津)
明治36・5・24 ~ 26	津行(院友横田鉄太郎来会)
明治36・5・28 ~ 31	名古屋・岐阜行(名古屋〔藤田隆三郎等来会〕―岐阜―名古屋)、31日帰京
明治36・6・24 ~ 25	東京法学院名古屋院友小会出席のため名古屋行
明治36・7・7 ~ 16	鎌倉南部家別荘を借受ける
明治36・7・22	家族、鎌倉行
明治36・7・30	東京法学院院友会九州支部総会出席のため熊本行(神戸―門司〔植村俊平同伴〕―熊本―二日市〔太宰府〕―門司―神戸―岐阜〔大熊三之助・藤田隆三郎来会〕)、6日帰京
明治36・8・12	東京法学院大学理事に選出され、学長に就任
明治36・8・22	鎌倉行(9月8日帰京)
明治36・8・28	院友会山形支部発会式に出席のため山形行(福島〔湊芳蔵等来会〕―山形―赤湯)、3日帰京
明治36・9・9 ~ 13	二男武彦誕生
明治36・9・15 ~ 20	大阪・名古屋・舞阪行(新橋―大阪〔河上

年月日	事項
明治36・10・15 ~ 21	謹一訪問) - 京都 - 名古屋 - 舞阪、20日 帰京
明治36・10・31	大阪・京都・舞阪行
明治36・11・3	名古屋・多治見・豊橋行
明治36・11・19 ~ 23	大阪・箕面・京都・豊橋行
明治36・11・29	菊池武平盛岡加賀野八十六番戸本宅から七十七番戸へ転居
明治37・1・1 ~ 6	香一郎・書生吉田直次郎同伴にて房総半島旅行(本所 - 大原 - 御宿 - 勝浦 - 小湊 - 鯛の浦 - 天津 - 鴨川 - 和田 - 千倉 - 野島崎灯台 - 北条 - 保田 - 鋸山)、6日帰京
明治37・1・16	花井卓蔵同伴にて前橋行
明治37・2・8 ~ 10	大阪・京都行
明治37・3・3 ~ 5	岐阜行(衆議院議員大熊三之助来会)
明治37・3・30	アメリカ人宣教師夫婦盛岡加賀野八十六番戸本宅へ来住
明治37・4・3 ~ 9	大阪・京都行
明治37・5・15 ~ 18	甲府行
明治37・6・9 ~ 13	大阪行(中橋徳五郎訪問)
明治37・6・25	六女たつ没
明治37・6・26	たつの法会を駒込吉祥寺に営み染井墓地に埋葬

年月日	事項
明治37・7・20 ~ 24	岐阜・静岡行(21日岐阜にて院友会開催)
明治37・8・11	山陰地方旅行(鳥取 - 米子 - 松江 - 温泉津 - 浜田 - 津和野 - 三田尻 - 神戸 - 京都)、6日帰京
明治37・9・15 ~ 17	岐阜・豊橋行
明治37・9・29	九女みち誕生
明治37・10・6 ~ 9	岐阜・名古屋行(8日名古屋院友小会出席)
明治37・10・23 ~ 25	岐阜・名古屋行
明治37・11・11	故山田顕義伯十年祭欠席
明治37・11・20 ~ 22	岐阜行
明治38・1・1 ~ 8	新井要太郎等同伴にて志摩半島旅行(名古屋 - 伊勢 - 鳥羽 - 波切 - 大王が崎 - 船越 - 浜島 - 磯部 - 宇治山田 - 名古屋)、8日帰京
明治38・1・15 ~ 17	岐阜行
明治38・1・23 ~ 25	京都行(24日院友小会出席)
明治38・1・31	東京法学院大学本科講師の講演会開催
明治38・2・17 ~ 19	江木衷同伴にて京都行
明治38・2・27 ~ 28	京都行
明治38・3・5 ~ 12	岐阜・大阪・京都行
明治38・3・17 ~ 19	仙台行
明治38・3・25	上京中の藤田隆三郎・西川鉄次郎等を招待

年 月 日	事 項
明治38・12・2	中央大学で本年判検事・弁護士・高等文官試験及第者の謝恩会開催
明治38・12・3	元司法省雇のモンターギユ・カークウッドの招待で三好退蔵・出浦力雄とともに横浜グラントホテルに午餐
明治38・12・10	中央大学予科の英語学生等開催の英語会に出席
明治38・12・12	帝国大学出身弁護士等の組織同門会に出席
明治38・12・19	中央大学で秋山清・有賀光豊等の送別会開催
明治38・12・20	戸水事件につき帝国大学総長浜尾新を訪問
明治38・12・23 25	京都市行
明治38・12・25	帝国議会召集貴族院出席
明治38・12・29	故南部利祥伯銅像建立資金寄附依頼のため東条英教・田中館愛橘等事務所に来訪
明治39・1・1	故山田伯邸等へ年始回礼
明治39・1・5 11	東海道旧遊旅行（静岡―島田―見附―浜松―舞阪―豊橋―岡崎―名古屋）、11日帰京
明治39・1・14 17	新潟行（長野―新潟）、17日帰京
明治39・3・5	中央大学社員総会で土方寧にかわり伊藤悌治が理事に選出される
明治39・4・13	佐藤信蔵より届いた六百円をミュンヘン滞在の大場茂馬に送金

年 月 日	事 項
明治39・4・23 25	名古屋行
明治39・5・1	新宿御苑開催の軍隊凱旋祝賀会に出席
明治39・5・10	五二会出席
明治39・6・8	法律取調委員に任命される
明治39・6・11	司法大臣松田正久を訪問、刑法改正調査委員就任を要請される
明治39・6・13	法律取調委員会主査委員に任命される
明治39・6・14 16	仙台行
明治39・6・16	小村寿太郎主催の饗応に出席
明治39・6・18	中央大学社員総会に出席
明治39・6・19	第一回刑法調査委員会開催
明治39・6・19 21	名古屋行
明治39・6・28	小村寿太郎の送別会を開催
明治39・7・2	大学へ行き、郵便為替口座開設を勧める
明治39・7・3	元中央大学理事事故伊藤高行一周忌
明治39・7・5	弁護士協会録事百号記念号につき相談会に出席
明治39・7・7	岩手県出身の書生に学資補助をする北水社の会計を引受ける
明治39・7・9	中央大学卒業式挙行、松田司法大臣出席
明治39・7・14	穂積陳重在職二十五年祝賀記念奨学資金として五十円寄附
明治39・7・16	家族、葉山行

